

上越市への届出対象となる特定工場について

「特定工場」とは、法の適用を受ける工場で、日本標準産業分類による①製造業（物品の加工業を含む）②電気供給業 ③ガス供給業 ④熱供給業のいずれかの業種に属し、政令で定める公害発生施設を設置している工場のことです。そのうち、上越市への届出の対象となるものは下表のとおりです。

公害発生施設の区分			公害防止管理者の種類	必要な資格者の種類
水質関係	有害物質排出施設	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第1種	水質関係第1種
		排出水量 1万m ³ /日未満 又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第2種	水質関係第1・2種
	上記以外の排出施設	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第3種	水質関係第1・3種
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第4種	水質関係第1・2・3・4種
騒音関係	機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上	騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者
	鍛造機	落下部分の重量が1t以上のハンマー		
振動関係	液圧プレス	呼び加圧能力が2941kN以上 (矯正プレスを除くものとする)	騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者
	機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上		
	鍛造機	落下部分の重量が1t以上のハンマー		
大気関係	一般粉じん（石綿以外のもの）発生施設		一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1・2・3・4種 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者

※大気関係（一般粉じん以外のばい煙発生施設等）、ダイオキシン類関係については、新潟県へ届出してください。

※水質関係、騒音関係、振動関係、大気関係（一般粉じん）であっても、大気関係（一般粉じん以外のばい煙発生施設等）、ダイオキシン類関係の届出対象施設がある工場は、新潟県へ届出してください。